

(第一類 第四号)

衆第三十一回議院外務委員會議錄第十四号

昭和三十四年三月十八日(水曜日)

出席委員

委員長 岩本信行君 橋内義好君

理事佐々木盛姫君 理事床次
理事戸叶 里子君 理事松本
七郎君

千葉 葉池 義郎君
三郎君 野田 榛熊 三郎君
武夫君

前尾繫三郎君
山村新治郎君

岡田 春夫君

外務大臣 藤山愛一郎君

外務政務次官
外務事務官
内田
藤唯君

(大臣官房長) 外務事務官 牛場 信彦君

委員外の出席者

卷之三

委員柏正男君辞任につき、その補欠

としてハ百机正君が議長の指名で委員に選任された。

月十六日

所持に付する利税の國々にて、
の回避及び脱税の防止のための日本
国とデンマーク王国との間の条約の
締結について承認を求めるの件（条
約第九号）（予）

務 委 員 会 議

本日の会議に付した案件
外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七八号)
日本国とユーラジア連邦人
民共和国との間の通商航海条約の締
結について承認を求めるの件(条約
第八号)
所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とデンマーク王国との間の条約の
締結について承認を求めるの件(条
約第九号)(予)

○櫻内委員長 国際情勢に関する件
櫻内委員長 これより会議を開きます。
○戸叶委員長 國際情勢を關して調査を進めます。
質疑の通告がありますので、順次これ
を許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は藤山外務大臣に対し
まして二、三の質疑を試みたいと思
います。

まず最初に、けさの新聞にも発表さ
れておりましたように、社会党の使節
団と中国人民外交学会との間の共同声
明が発表されたわけでございます。そ
して、この日中の行き詰まりの打開、
貿易再開には岸内閣の外交転換とい
うものが望まれているわけでございま
す。そこでこの際特に中国の方から述
べられていることは、中国の敵視政策
を中止せよということと、二つの中国
を作る陰謀に参加しないこと、もう一
つは、日中両国の正當関係の回復を妨
げずにそれ相応の措置をとらなければ
いけないというふうなことがいわれて
いるわけでございますけれども、これ
に対しまして藤山外務大臣はどうお考
えになるかを承わりたいと思います。
○藤山国務大臣 だいたいま御質問があ
りました第一の、岸内閣が敵視政策を
とっている。總理がたびたび言明もし
ておりますし、總理の今日までの言
動から申しまして、私は特に岸内閣が
中共を敵視しているとは考えておりま
せん。また敵視政策をとつておるとも
考えておりません。また第二の点であ
ります、二つの中国の、何か陰謀に加
担をしているというようなことはない
ことむろんであります。そうした陰
謀に加担している事実もないと考え
おります。第三点に関しましては、わ
れわれといたしまして、むろん国際情
勢の中において過去の歴史的ないろ
んな事実もござります。そうしたもの
の変転というもののを見ながらいろいろ
対処していくというのが、申すまでも
なく外交の現実に即した方法だと考え
ておりますので、そのように持つてい
くつもりでございます。

○戸叶委員 今の一、二の問題につき
ましては、私々例をあげまして、こ
ういう点でやはり敵視的な考え方では
ないかということを申し上げてある時
間がありませんから、申し上げません
けれども、これまでの国会においての
答弁、あるいはまた国会外においてあ
る岸首相なりのお話は、大体においてあ
まり中共に好意を持つてあるような発

言をしておらないと私どもも感ずるわけでございまして、その点を中国も今回指摘されたのではないか、こう考えるわけでございます。そこで今藤山外務大臣が一、二の点を否定される同時に、第三番目の、正常関係の回復を妨げないで何らかの方策をとるようにならぬことに対しましては、歴史の変転を見た上でというような御答弁でございましたけれども、やはりこの際日本の将来の経済問題、貿易問題ということから考えますれば、何か一つ前進した、政治問題を含めての話し合いといふようなところにいくべきではないかというふうに考えますけれども、この点についてはどうお考えになるでしょうか。今までと同じような静観的な立場に立つておられるか、それとも何らかの一歩前進した形をおとりになる考えはないかを承わりたいと思います。

たように、いろいろな面においてわれわれは現実に即して問題を考えて参らなければなりませんし、その現実といふものは、過去からの相当な積み上げできた経緯を持っておるわけでありますから、それらの問題については慎重に考えていかなければならぬ問題だ、こう存しております。

○戸叶委員 今藤山外務大臣の御答弁を伺っておりますと、今までの態度と少しも変りないわけでございまして、このままの姿でいきますれば、日中関係の前進ということは、ほとんど私は望めないとと思うわけでございますけれども、この点について、たとえばどなたか政府の相当な人と向うの人と政治的な問題を含めて話し合うというところまで持っていくお考えはないかどうか、この点をもう一度伺いたいと思うのでござります。

○藤山国務大臣 私は、大使級の会談ということとも申したわけでありまして、経済の問題に關しましては、そういう点について何らかの形で政府も関与して参ることが今後の事態において適當だと考えております。しかしながら政治的問題の話し合いになりますと、それらの問題にかりに触れるにいたしましても、すぐに必ずしも中共側の希望の通り考えられるとは、現在の段階で思つておらぬのでござります。従つて今日の段階におきましては経済問題が主であるべきだ、こう考えておられます。

てもはつきりいたしましたように、この貿易だけの経済的な問題だけではなくして、今後はやはり国交回復の問題を主としなければ、今後の貿易の再開は望まないというようなことが強く打ち出されているわけございました。今藤山外務大臣のようなお考へのものにおきましては、もはや中共の貿易なり何なりの促進はあり得ないというふうに考へるわけでございます。この問題につきまして、藤山外務大臣にこれ以上お聞きしましても今の御答弁以上に出ないといったしますと、今の政府のもとにおきましては日中関係の貿易の打開ということは、今後望めないということになりはしないかということを、私はおそれるものでござります。

そこで、けさ何か赤城官房長官が今度の共同コミュニケに対しまして、国連の動きを見るというようなことを発表されたようでございますけれども、

国連の動きを見るということは、すなわち国連において中共が承認されない

うちは、日本においても中共を承認しないといふような考え方であるのか、それとも日本が国連等におきまして

も、積極的に中共の承認ということのための努力をされようとする考へでいられるのが、この点をもう一度伺いたいと思います。国連加盟国で中共承認の方に出てくる国はどんどん多くなつてきおりまして、もうすでに三十

三カ国というような数字も見ているわけでござりますけれども、この点に対しての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 われわれとしては、先ほど申し上げましたように、国際情勢を見ながら、しかも過去の歴史的な事実の上に積み重なりました現実の事態というものを、やはりないがしろに主としなければ、今後の貿易の再開は望まないというようなことが強く打ち出されているわけございました。今藤山外務大臣のようなお考へのものにおきましては、もはや中共の貿易なり何なりの促進はあり得ないというふうに考へるわけでございます。

この問題につきまして、藤山外務大臣にこれ以上お聞きしましても今の御答

弁以上に出ないといったしますと、今の政府のもとにおきましては日中関係の貿易の打開ということは、今後望めない

といふことになりはしないかということを、私はおそれるものでござります。

そこで、けさ何か赤城官房長官が今度の共同コミュニケに対しまして、国連の動きを見るというようなことを発表されたよう

うでございますけれども、すなわち国連において中共が承認されない

うちは、日本においても中共を承認しないといふような考え方であるのか、それとも日本が国連等におきまして

も、積極的に中共の承認ということのための努力をされようとする考へでいられるのが、この点をもう一度伺いたい

と思います。国連加盟国で中共承認の方に出てくる国はどんどん多くなつてきおりまして、もうすでに三十

三カ国というような数字も見ているわけでござりますけれども、この点に対しての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 われわれとしては、先ほど申し上げましたように、国際情

勢を見ながら、しかも過去の歴史的な事実の上に積み重なりました現実の事

態というものを、やはりないがしろに主としなければ、今後の貿易の再開は望まないというようなことが強く打ち出されているわけございました。今藤山外務大臣のようなお考へのものにおきましては、もはや中共の貿易なり何なりの促進はあり得ないと

いうふうに考へるわけでございます。

○戸叶委員 そうすると、やはり外務大臣としては、国連の中のいろいろな

議論は聞いていくけれども、日本が積極的に国連において中共承認の方への

努力はこの際しないといふような考え方を持たれていたり感したのでございませんけれども、それではいつまで

ありますけれども、たっても日本と中共との間の国交回復

なり、あるいは貿易の再開ということは非常にむずかしいことになると思

ますので、この際藤山外務大臣も、もう少し積極的な中共との国交回復への

道を開く努力をお払い願いたい、こう

うふうに私は考へるわけでございま

す。この点について、あとから御返事

をいただきたいのです。

時間の関係上、次に移りますが、共

同声明の中で非常に大切な、そしてまた

できることが一つございます。それ

は「日本があらゆる核兵器の製造、貯

蔵、導入を禁止し、日本が自主的に非

核武装宣言を行ふ立場をかちとるよう

にさせる決意を表明した」とございま

す。そしてまた「双方はアジアおよび

太平洋地域に非核武装地帯を設け、各

関係国とのための努力を払うことによ

りて意見が一致した」ということがございましたけれども、これはもう社

会覚だけの問題ではなくて、当然のことだと思うわけでございます。参議院

の予算委員会等の議論を拝聴いたして

おりましても、アメリカが日本に核兵器を持っていてもどうにもならない、

日本の憲法と違うのだからそれは仕方がないというような答弁まで、だんだん

がん発展してきているのですから、国民は非常に不安を感じているわけでござります。そこでむしろこの際、非核武裝宣言というものをはつきりと国会

において出すべきではないか。国会で一時間題になりましたけれども、それが

がうややくなつた今日を見まして

も、国民が非常に不安な状態にいるわ

けでございますから、そのくらいのことはおやりになつてもいいのではないか

かと思ひますけれども、これに対するお考へはどを承わりたいと思ひます。

○戸叶委員 数ヵ国寄つての非核武装地帯宣言というものがまだどうかと思

うのでございましたら、まず手始めに日

本だけそれでは非核武装地帯にする

うことを国会で宣言して、そのあと

他の同じ志を持つ國に話を持っていく

か、その点も伺いたいと思ひます。

○戸叶委員 國会等の問題につきましては、総理が言られておりますよ

うに、国会で御検討を願う問題かと存じております。

○戸叶委員 それは当然国会で検討す

ることでございますけれども、政府の

意思がそこにならないときには、幾ら国会

で検討しようとしたとしても、その

ままぬるぬると逃げてしまふ程度で

終つてしまふわけでございまして、や

はり総理なり外務大臣なりがはつきり

と非核武装地帯にするというようなお

考へをこの際こそお持ちになるべきだ

と私は考へますので、どうかこの点も

もう一度考へておいていただきたいと

思ひます。

もう一問伺いたいことは、使節団と

は別の形ではございましたけれども、

田崎何がしという人が中央に行つてお

られるわけです。この方は、相当藤山

外務大臣と話し合つたといふようなな拋もあるらちぢであるわけございませんけれども、この間何かで藤山さんが今然知らないというふうなことを答弁されております。私どもの伺つた限り、

○藤山国務大臣 私は先般も申し上げました通り、田崎君をよく知つておられます。また田崎君が今回中共に行かれるときに会つたことはございませんが、いかがございましょうか。

きましては、いづれ使節団が帰りますてからいろいろもう少し具体的に伺いたいと思います。

いたいと思います。それは二月二十日の世界週報で、日米安保条約締結時の条約局長であった西村さんが、安保条約に対する論説の中で非常に重んじておられたことを書いていましたが、私は甚だ驚いてござります。すなわち、米安保条約の第一条は、アメリカの軍隊は極東における國際の平和と安全を保全するため、その使用を規定しておられるのである。それに對しまして西村さんは、東の平和と安全のために使用される軍隊は、極東地域で行動するであろうが、条約上は極東に限定されるのではない、極東の平和と安全のためならば、極東地域のほかに出て行動しても差しつかえないことになるのである。というふうなことを規定されているわけでございます。私たちには今日までの条項の解釈というものは、日米安保条約による在日米軍の行動範囲とものは、極東の安全と平和のために

東の地域内であるということを考えておいたわけでございます。それを、当時の条約局長であつて、その間の事情に

私どもは現在そういう状態が必ずしも適當でないと思ひますから、今回改正をいたしまして、そうして一つの協議事項としてそれらの問題を限定していくというのと、われわれの考え方で

受ける危険があるような判断がありましたが、たまにのみ、おそらくイエスといわれるのでないかと思うのであります。

受けたる危険があるような判断がありませ
したときのみ、おそらくイエスとい
われるのはないかと思うのであります
。従いまして、そういう意味にお
ては必ずしも広範な地域に展開され
というふうには、私は相ならぬのでは
ないかというふうに考えております
。現行安保条約の解釈はいかようにもさ
きると思いますが、現在われわれが参
与に当つてとつております態度は、へ
申し上げたような態度であります
○月叶委員 もう一度確認いたしま
けれども、現行安保条約の話し合
ときには、極東の平和と安全を守る場合
には相当広い範囲に在日米軍が出
れた、しかし今度の場合には、極東
平和と安全を守るというふうな場合
も、ある程度の限界をするといふ
ことでございましたけれども、そ
した場合には、この地域とこの地域
は出られるけれども、この地域とこ
地には出られないというふうな具
的ここまで話しあつておきめにな
のかどうか、この点も伺いたいと思
ます。
○藤山国務大臣 具体的な地域を限
してということは、必ずしも考えて
りません。むしろ具体的な地域を限
するということなしに、日本が侵
される危険に直接面するような場合
その場合がそうした出動をおそらく
エスという場合だろう、こう考えて
ります。
○月叶委員 それは次の問題にも関
するかと思いますけれども、今の安
全条約の成り立ったいきさつにつきま
でも、いろいろ西村条約局長が書い
いられるわけですがれども、最初ア
メリカから提示された場合は、一応日

の周辺にアメリカの陸海空軍を駐屯させ、その権利を与えて、そうして合衆国がこれを受諾する、この措置はもっぱら

いは、はすのうでううの場らのすすめにのうるの体お定メ保係本
の周辺にアメリカの陸海空軍を駆中する。これは受諾する。この措置はもっぱら外
部からの武力攻撃に対する日本國の防衛を目的とするということだけを規定した
のでござりますけれども、その後アメリカの方でその内容をさらに変えてこ
きて、極東における國際の平和と安寧のために使用できるというふうに使
区域といふものをはつきりと設けてござります。そこで今度の交渉におきま
して、今度の交渉にござつたということが書かれていたわけでござります。
たとへんとが言われるよなうなことであるとするならば、極東の平和と
安全というよなことでなしに、むしろ日本の防衛をするために、外部か
の侵略に対して防衛をするためにとこ
うふうな、最初の話し合いの程度のこととを含んでの交渉までに狹めていくべきではないか、こういうふうに考え
るのでござりますけれども、依然として
やはり極東の平和と安全ということを
言わせておるとするならば、結局今
が申し上げましたように、西村條約長
がずっと三段階でアメリカから提
された最後のところに持つていかれ
危険性があるのであって、極東の平和
と安全を守るためにとて、在
米軍が出動する場合には、いかに制限
をしようとしたましても、非常に広
い範囲に使われるのではないかとい
ます。

と自体は、やはり私は極東の平和と安全を脅かすものだと思います。従いまして、極東の平和と安全を維持するということは、そういう意味からいいます。もちろんわれわれとしては、日本が侵略から守られるということのためには、どの範囲内において、どの行動が必要な場合があり得ると考えておりました。戸叶委員 外務大臣のお話を聞いておりますと、その通りに受け取れない節もたくさんあるわけでございまして、私どもは、今までのアメリカとの交渉の過程なり、発展過程を見ておりますと、非常に拡大して解釈されるような点があるわけで、非常に憂えるわけでございまして、今おっしゃるような立場だとすると、条約区域というものを別に置かないで、日本の本土だけを共同防衛するという形だけでいいのではないか、二つに、共同防衛地域と、それからアメリカ軍が出ていく条約区域というものを分けなくていいんじゃないじゃないかというふうに考えるわけですが、ざいますけれども、この点は意見の食い違うところでございますから、先へ進めたいと思いまますが、沖縄、小笠原を防衛区域に入れるかどうかといふことについて、きのう岸首相は、考慮中であると言われているようですし、外務大臣は、大体入れないといふふうにおきめになつていて、きのう岸首相は、考

よりも、もっと以前の問題として私は聞いておきたいけれども、在日米軍の中にこの沖縄の米軍といふものは一体入るのか入らないのかということを伺つておきたいと思います。在日米軍の中に沖縄の兵隊、駐留兵といふものは一体入るのか入らないのかといふことを伺つておきます。そういうことを伺いたいと思います。

○藤山國務大臣 沖縄にあります兵隊は入らないと思います。

○戸叶委員 そういたしますと、沖縄への米軍補給といふものはアメリカの本土からでなくして、日本の本土から米軍補給といふことがなされるというふうに私は考へるわけです。そのときに私は、この事前協議などは、沖縄から米軍が出動する場合には、日本との事前協議はない、この前言つていられるわけでございますけれども、そうだとすると、沖縄からの米軍が出ていった場合の補給といふものは、日本の本土からするわけです。そうなつて参りますと、この事前協議がないから、結局これは日本の本土からの米軍が沖縄を通つてずっと行くことになるのであって、事前協議などといふものは、あってなきがごときもので、非常に危険にさらされるというふうに考えますけれども、この点はどうお考えになりますか。

○藤山國務大臣 普通の場合に、ヨーロッパ・ベースでもつて補給をされるということはあり得ると思います。しかしながら、日本が防衛関係のこの面の上において、特に自衛隊その他が補給するという関係は起り得ないと思います。

○戸叶委員 しかし、やはり問題が起きた場合には、どうしても日本の本土

○藤山國務大臣 沖縄にあります米軍がどういうふうに移動するかは協議の対象にはなっておりませんけれども、日本からそうした戦争状態のもとにありますとき移動する、あるいは作戦的に使われるというような場合には、協議事項に入ると思います。

○戸叶委員 そうしますと、日本から沖縄に移動する場合にも協議事項の対象になりますか。

○藤山国務大臣 それは作戦的に使用される場合と平時の場合と違うと思うわけであります。

○戸叶委員 そうしますと、作戦的に使用される場合には協議の対象になるわけでございましょうか。

○藤山国務大臣 むろん作戦的に使用される場合には協議の対象になると思ひます。

○戸叶委員 そういうふうにはつきり分れてしましても、平時の場合に、日本から補給されて、そうしてそれが作戦的に使われるというようなこともないとも限らないわけですね。

○藤山国務大臣 非常にむずかしい問題で、平時に兵が移動したのがいつの時期に作戦に使用されるかということは、それはあり得るかと思いますけれども、それは、やはり移動をしたときが平時でありますれば、作戦的に移動したのでなければ、当然平時の移動とも、そういうふうな場合といふもの

は、私はこれからよく起るのじやないかと思う。従つて万が一ということを考えておかなければいけませんし、せつからく事前協議でノーと言いたい得ると、いいましても、日本から沖縄を通つて他に出動した場合には、事前協議も何もなくて、そのまま使われて、日本が戦争の中に巻き込まれる可能性が非常に多いのでございりますので、私はその点を急のために言つたわけでござります。

もう一つ、やはり訂正していただきたいと思いますことは、この前、安保条約改定に関連いたしまして、沖縄を共同防衛地域に入るかどうかの問題と施政権の問題とが関係があるかのよう内閣委員会で答弁されております。たとえばもしも沖縄、小笠原を入れた場合には、それだけアメリカの施政権がへこむことになるというふうな答弁をされまして、結局沖縄、小笠原を入れた場合と施政権の問題とを非常に連絡なく答弁されているわけござりますけれども、この問題は、施政権の問題とは全然別個なものであつて、沖縄に武力攻撃が起きたときに、合衆国との沖縄防衛のための軍事行動に、日本が条約義務として防衛の一端にならうということにはなるかもしけれませんけれども、施政権がへこむということにはならないのだということを明確にしておいていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○ 藤山国務大臣 防衛地区あるいは条約地域と申しますか、それに沖縄、小笠原を入れることと施政権の返還といふ問題とは、全然別個の問題だと考えております。従つて施政権の返還ということは、通常外交ルートによりま

て絶えずアメリカと交渉していくといふ問題であると私どもは考えております。
○叶委員 外務大臣がそういうふうにおっしゃればはつきりしておるわけですけれども、外務大臣も御承知のよう、岸首相が、内閣委員会で、はつきりアメリカの施政権がへこむことになるのだ、それだけ日本にある程度施政権が返ってくるような印象を与えているわけでござりますから、この点は岸首相とも意見をはつきり統一しておいたいたきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

それからもう一つ、安保条約の改定をめぐりまして、党内も大へんにもめいらっしゃるようで、藤山外務大臣も大へん御苦労をされておるようでござりますけれども、国会もあと四月一ぱい、五月二日までということになりますと、もしもそれが藤山外務大臣がおつしやるよう改定されないと、いうようなときに、休会中にそれを何とかするというようなことは当然なさらないで、むしろ事前に国会に諮った上で改定ということに持ち込まれると思いますけれども、この点を急のために伺つておきたいと思います。

○藤山国務大臣 外交交渉のことありますから、私いたしまして、交渉を担当しておる者としては、できるだけ早くこの交渉をまとめていきたい、こう考えております。ただその時期等につきましては、相手方のある交渉をやることでありますから、必ずしもいつとは申し上げかねると思いますが、私はできるだけ早い時期に、交渉妥結の時期を目指して努力して参るわけでございます。もちろんわれわれは今

日まで申し上げておる精神を貫いていきたいと考えておりますけれども、交渉のこととありますから、若干それに幅があり得るかとも思います。それらの点については交渉を妥結してみなければ、結果的にはわかり得ないのであります。私が交渉に当つております態度は、今まで約半年にわたつて国会で論議を尽しておる問題だと思うので、大体御了承願つておるのでないか、こう考えております。

○戸叶委員 私と藤山外務大臣と立場は全然違うわけですから、たゞ問題は、国会の開会中でなくて、閉会中にでも仮調印をするとか、本調印をするとか、そういうようなことは、これだけ重大な問題ですから、あるべきではない、こう考へるわけですから、そういうふうな場合も起り得るというふうにお考へになりますかどうですか、この点伺つておきたいと思ひます。

○藤山国務大臣 交渉でありますから、交渉を継続して参ります過程において、国会中であつたりあるいは国会が終了したりした時期になるか、そこいらの点はむろん交渉のこととありますから、時期的にはいろいろ動いてくることだと思います。がしかし、私が申しておりますことは、私自身今日まで国会等で申しております精神を交渉に当つてできるだけ貢いて參りたいということでありまして、二国間のこのことだと思います。従つてそうした種の条約の交渉でありますから、一字一句最後まで国会等にあるいは国内等に示してやれないことは、これは当然なことだと思います。従つてそうした問題についての交渉締結者としての責任は、当然締結に当つた者がどちら

ればならぬもの、こう思つておりま

す。

○戸叶委員 参つておりますけれども、大事な条約となるべく國の閉会中には、やはりおやめになつた方がいいと思います。私は思うわけでございまして、堂々と国会で十分審議をした上で、またすべての人が納得するような形においてしていくべきであつて、うるさいからこそ度は、おやめになつた方がいいと思ひます。

○藤山国務大臣 そこでと休会中にするというような態度は、おやめになつた方がいいと思ひます。

○戸叶委員 いくべきでございまして、堂々と六日赤の副社長との会談後記者会見で、在日朝鮮人の北鮮帰還問題は、赤十字国際委員会の介入を一切排除して、日本と北鮮との間で話し合うよう

にというようなことを言われたといふにとも聞いておりますけれども、一応北鮮の赤十字と日本の赤十字と話しあつて、そしてその上で問題があつたときに、国際赤十字委員会に話を持つて、国际赤十字委員長が考へていられるの

字と日本の赤十字が出てもいい

字と日本の赤十字とが話し合つて、そしてその上で国際赤十字が出てもい

ます。私は、外務大臣としては、あくまでもおきたいことは、新聞によりますと、ボアシエ赤十字国際委員長が、十

字が介入するところがいけないという

ことは言つてないわけなんで、国際赤十字の委員長も、今のところ北鮮赤十

字と日本の赤十字とが話し合つて、それを紛糾することに対しまして意見の

一致を見つけております。私はこの方針

を堅持して参りたいと思います。また北鮮側の赤十字においても、その趣旨は十分理解されることをわれわれ希望しておるわけあります。

○戸叶委員 北鮮側の方でも、国際赤十字が介入するところがいけないという

ことは言つてないわけなんで、国際赤十字の委員長も、今のところ北鮮赤十

字と日本の赤十字とが話し合つて、それを紛糾することに対しまして意見の

一致を見つけております。私はこの方針

を堅持して参りたいと思います。また北鮮側の赤十字においても、その趣旨は十分理解されることをわれわれ希望しておるわけあります。

○藤山国務大臣 少くも、私が現在

とつております外交方針とは反する

考え方を紛糾することに対しまして意見の

一致を見つけております。私はこの方針

を堅持して参りたいと思います。また北鮮側の赤十字においても、その趣旨は十分理解されることをわれわれ希望しておるわけあります。

○戸叶委員 次に、原水爆の禁止の問題についてであります。双方はこの

問題についてであります。双方はこの

ては政治と経済とを切り離さないものを切り離して、両方の積み上げ方式をとつて参りたいというふうな意見をとつておつたのに対しまして、この点ははつきりとしまして、政治と経済との不可分を認めおるのであります。しかしながらわが国の今日の態度から申しますると、今日の国際関係、わが國の從来から続けて参りましたところの国際信義等の関係からいたしますると、直ちに政治と経済とを切り離すことができないといったしまして、両問題をともに中国と交渉するということにはなり得ないと思うのであります。この点から政府が從来とつておりますいわゆる「諒解」ということが出て参ったものと私は依然として存続すべきものであるといふふうに考へるのでありまして、今日いろいろと国際情勢が変化している私ども考へるのであります。この点は一つ政府におかれましても明らかにながらこの建前に對しましては、やはせられたいと思うのであります。所見を伺いたいと思います。

交流によりましておのずから親善友好の関係を深めていくことが、問題の解決の一つの方法でもあるうかと思ひます。従つて必ずしも政治と経済とを同時にしなければ将来の問題の打解ができないというふうには、われわれ考えておらぬのであります、おのずからそうちした問題は別途に中共側に日本だけにこの問題について強硬なことを言われますことは、現実というふうのを中共側で十分認識していないといふことも言えるのではないか、こう考へております。

さまでしてむしろ沖縄の小笠原の返還ということも実現が可能なのじゃないか、安保条約が改善せられることによりまして、沖縄、小笠原の返還というのがむしろ促進し得るものじゃないか、かようと考えるのであります。その点、今回の共同宣言に表われましたものは、私どもから見ますると意外なくらいに、沖縄、小笠原の返還ということに対しまして社会党の方々は相当遠い時間を予想しておられるというふうに考える所以ありますて、即時返還を要望せられておったのがかような態度になつたということに対しましては、私ども不可解に思うのであります。現実におきましては、私は、今度の安保条約体制を改善することによりまして、むしろ復帰がすみやかになります。得るんだという期待を持てると思うのであります、この点に関する御意見を伺いたいと思います。

うに、安保条約とは全然別個の立場において、外交交渉で當時これが返還を要求して参ることは当然のことでありまして、事情の変転によつてわれわれとしてはそれが達成する時期があることを確信しております。

○床次委員 ただいまの御答弁を伺つて安心したのであります。われわれは安保条約を破棄いたさなくて、現行におきまして沖縄、小笠原の復帰というものができるのである。むしろ私どもの考え方から見ればよりすみやかにその実現を見られるのだといふことを信じておりますので、この点は十二分に国民に誤解のないようにしていただきたいものと思うのであります。

なお最後に伺いたいのは、この共同宣言の中におきましては安保条約といふのは日米の軍事プロックである、しかしこの軍事プロックから日本が脱却いたしまして、完全な中立平和主義をたどることがアジアのためにもなるのだということを言っておるのであります。が、反面におきましてソ連と中共との友好条約なるものは、その中におきまして軍事条項を含んでおります。関係上、やはり現在はこれは一種の軍事プロックであると私ども考えておるのであります。一方において軍事プロックを残しながら、日本に対していわゆる平和中立を主張するということに対しましては非常な矛盾があるようになります。あるいは当事者におきましては安全保障条約は軍事プロックである、中ソの友好条約は軍事プロックではないのだ、かような考え方を持っておるかと思うのであります。が、この間の事情に対する外務大臣の

○藤山國務大臣 中ソ友好同盟條約の中に軍事条項があります。またその対象が日本であるように考えられることもこれは当然のことでありまして、その意味におきましても私どもとしてはこれが軍事的な中ソの関係を規定しているいわゆる軍事同盟条約とも見て差しつかえないと考えております。われわれとしては日本のような小さな島嶼でしかも自衛力も貧弱なところは、どうしてもやはり自衛の立場から他の国への援助を借りる必要があると思うのであります。そして、その意味から申せば中共にしてもソ連にしても膨大な軍事力をみずからが持つておるのでありますから、必ずしも二国間で同盟をしなくて、むしろ先に解消されてもいい問題じやないかというようにも考えております。

○床次委員 最後に北鮮帰還の問題について重ねてお伺いしたいと思います。今日の北鮮帰還の問題に対しましては私は軍事ブロックと申しますか、いわゆる集団安全保障体制をそれぞれ持っておりますことが、やはり一つの平和を維持するゆえんである、単純なものはかえってアシアに対する不安定化を増すものである、もちろんわが国に對しましても非常に不安定なものと思うのであります。この点は国会の施政方針におきましても述べられたことと思うのですが、この点に関しまして重ねて御意見を伺いたい次第であります。

い、「デンマークの企業」とは、

デンマークの居住者又は法人が

営む事業上又は商業上の企業又

は事業をいう。

(j) 「一方の締約国の企業」及び

「他方の締約国の企業」とは、文

脈により、日本の企業又はデン

マークの企業をいう。

(k) 「恒久的施設」とは、一方の締

約国の企業に関して用いられる

場合には、事務所、支店、工場、

倉庫その他事業を行う一定の場

所をいう。ただし、代理店は、

代理人が企業のために契約を協

議し、及び締結する包括的権限

を有し、かつ、これを常習的に

行使するか、又は企業のために

通常注文に応ずるに足りる在庫

品を有していない限り、含まれ

ない。また、単なる貯蔵施設も、

継続して使用されるものは含ま

れるが、偶発的かつ一時的に使

用されるものは含まれない。

(l) 一方の締約国の企業は、純

然たる仲立人、問屋その他独

立の代理人でこれらの人とし

ての本来の業務を通常の方法

で行うものを通じて他方の締

約国内で事業活動を行つたと

いう理由のみでは、当該他方

の締約国内に恒久的施設を有

するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品

又は商品をもつばら自己のた

めに購入する事業を行う一定

の場所を他方の締約国内に保

有しているという事実のみで

は、その場所は、その企業の

恒久的施設とはならない。

(3) 一方の締約国の法人が他方

の締約国の法人又は他方の締

約国内で営業若しくは事業を

行う法人を支配しているとい

う事実のみでは、その支配さ

れている法人は、当該一方の

締約国の法人の恒久的施設と

はならない。

(1) 「産業上又は商業上の利得」に

は、製造業、商業、農業、漁業、

鉱業及び保険業の利得並びに銀

行業及び証券業務から生ずる

利得を含み、配当、利子、賃貸

料若しくは第六条2にいう使

料又は人的役務の報酬として取

得する所得を含まない。

(m) いずれの一方の締約国について

「権限のある当局」とは、その締

約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が

権限を与えた代理者をいう。

いずれの一方の締約国がこの条

約の規定を適用する場合にも、特

に定義されていない用語の意義

は、文脈により別に解釈すべき場

合を除くほか、自國の租税関す

る法令における解釈によるものと

する。

第一条 第三条

2 一方の締約国が租税を決定する場合においては、他方の締約国がその企業のために当該一方の締約国内で單に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

3 一方の締約国が租税を決定する際しては、他方の締約国がその企業のために当該一方の締約国内で單に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得(次項にいう種類の所得を除く。)は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた国から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取扱う所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

6 兩締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内に登録されている船舶又は航空機の運用により取得する利得は、当該他方の締約国に登録する第三国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる利得に対する租税を免除する。

(b) 当該他方の締約国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる利得に対する租税を免除する。

2 この条約は、千九百二十七年十月十五日付の東京において交換された公文によつて効力を生じた海運所得に対する二重課税の回避に関する日本国政府とデンマーク政府との間の取極に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方が当該一方の締約国内の源泉から取得する所得として取り扱う。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用的権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に関する支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用的権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国居住者又は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム(使用料の支払が予想されないフィルムを除く。)を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に対して

控除されるものとする。

2 テニードの税の上級
ンマークの租税の課税上デンマー
クの居住者であり、かつ、日本國
の租税の課税上日本國の居住者で
ある個人を含む。又は法人に対す
るデンマークの租税を決定するに

これらに關する異議についての決定に關する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十七條

課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、日本国内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得について、日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支拂われる（直接にであると源泉徵收によるとを問わない）。日本国の租税の額は、その全所得について支拂われるデンマークの租税から、デンマークの租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合をデ

ンマークの租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。

第十六条
両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法律を実施するために必要な情報で両締約国そのそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、租税として取り扱わなければならず、又は租税の賦課及び徴収に關与し、又は

1 この条約の規定は、国際法の一般原則により、外交官及び領事官に対する与えられてきたか又は将来与えられることのある一層広範な免険を享有する権利に影響を及ぼす。

納税者は、いすれか一方の締約国
の税務当局の行為によりこの条約の
規定に反して二重課税の結果が生じ
たこと又は生ずるに至ることを明らか
にするときは、自己がその居住者
又は法人である締約国の権限のある当
局に対し異議を申し立てることが可
能である。この申立てが正当であると認
められるときは、その権限のある当
局は、当該二重課税を回避するた
め、他方の締約国の権限のある当
局と合意に達するよう努めるものと
する。

第十八条

この条約の解釈若しくは適用に關する規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約國間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

3 されるか又は課されることとなる。租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居

3 いすれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

1 第二十条

一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるが、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときは、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の企業が課

2 ばすものではない。
この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められてゐるか又は将来認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限する

第二十一条

3 ものと解してはならない。
　　いすれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にあら当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれ

及び軽減を認めることが義務づけられるものと解してはならない。

第二十一条
1 この条約は、アロー諸島及びグリーンランドの地域に対し、この条約の対象である租税と実質的・同様の性質を有する租税がこれらの地域において課される場合は、そのまま又は修正を加えて適用することができる。この適用及び修正は、この目的のために交換される公文において両締約国の政府間で定められ、かつ、合意されるものとする。

2 この条約の規定に基きこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十二条の規定に基づきこの条約が終了するときは、

第二十一

この条約は、¹グリーンランドの地域に対し、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税がこれらの地域において課される場合は、そのまま又は修正を加えて適用することができる。この適用及び修正は、この目的のために交換される公文において両締約国との政府間で定められ、かつ、合意されるものとする。

この条約の規定に基きこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十二条の規定に基づきこの条約が終了するときは、²

住者又は法人の「又は二以上」と
つて所有されているものが課さ
れるか又は課されることがある租税
又はこれに関連する要件と異なる
か、それよりも高いか又はそれと
りも重い租税又はこれに関連する
要件を課されることはない。

2
5

3 2 とする
この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずるものとし、かつ、
(a) 日本国においては、
批准書の交換が行われた年の
一月一日以後に開始する各課税
年度において生ずる所得について、
デンマークにおいては、
批准書の交換が行われた年の
四月一日以後に開始する各課税
年度の租税について、
適用するものとする。
この条約は、五年の期間引き続

(b) は、この条約は、
日本国においては、
その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、
デンマークにおいては、
その予告に示された期間が満了した年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

効力を失うものとする。
以上の証拠として、下名の全権委
員は、この条約に署名した。
一千九百五十九年三月十日にコベン
ハーデンで、英語により本書二通を
作成した。

なりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたしました。

経済及び技術協力協定の締結について
承認を求めるの件及び日本国とニーナ
ゴースラヴィア連邦人民共和国との間
の通商航海条約の締結について承認を
求めるの件、以上四件を一括議題と
し、質疑を行います。質疑の通告があ
りますので順次これを許します。松本公

算が提出されまして、遺憾の詫でござりますが、率直に申しますと両省の間に、これは当然自分の所管であるといふことで、いろいろ議論が行われたというような事実もござります。そういう点から見まして、確かに経済協力のある段階により、あるいは同時の場合に、

し、またそういういたしましても、なかなかかうまくは参らぬのではないか。やはり窓口は一本化しつつ、外務省が中心化となって、関係の省庁と緊密な連絡をとりつつやつて参るのが一番いいのではないか、こういうふうに考えておる次第であります。

10 of 10

田付景一
デンマーク王国のために
J.O.・クラーゲ

日本国のために

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とデンマーク王国との間の条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン共同航空運送機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に関し、第五条の規定は、当該航空機がデンマーク、ノールウェー又はスウェーデンのいずれに登録されているかを問わず、同機関がその航空機の運用によつて取得する利得（同機関のデンマークの構成員が同機関につき有する持分に比例して割り当てられる利得に限る。）について適用する。

一千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を成した。

○櫻内委員長 本件についての質疑は
後日に譲ります。
たします。
この条約の内容は、基本的には、さ
きに締結されたスエーデン及びさきに
署名され国会に提出されましたノル
ウェーとの間の租税条約にならうもの
でありまして、これにより、両国間
の経済及び文化関係が一段と緊密化す
ることが期待される次第でございま
す。
よって、ここにこの条約の締結につ
いて御承認を求める次第であります。
何とぞ慎重御審議の上、本件につき
すみやかに御承認あらんことを希望い
たします。

他の省庁の機構とは何ら重複するものではないということを特に強調してあるのですが、何かそういう懸念があるのでしょうか。何も懸念がなければ、こういうことを特にあれする必要はないのですが、とかくそういう部局の統合だとか新設だとかいろいろやる場合には、どうしても――特に経済協力のようなことは外務省だけのことじゃない、ほかの省との関係があることだから、重複する危惧が生ずるのが私はむしろ当然だと思うのですが、どういった点に重複のおそれがあるのか、今まで出てきたものではそういう結果にはならなかつたということなんだらうと思いつます、が、その点を少し説明していただきたい。

は、経済協力がことに東南アに及んで行われます場合に、いろいろ過去の歴史などから見て、非常な誤解を受けるようなことはぜひ避けなければならぬと思います。また相手国の意思あるいはその経済建設の段階等に応しまして、その意向を尊重しながらやつて参るという意味におきまして、やはり外務省者がその窓口として統括的に行うといふことはぜひ必要なことであるし、またそうしませんと、この経済協力の問題は円滑に行われないのでないかと、いうふうに考えております。その意味におきまして、経済協力の非常な大事な部門が外交それ自身であり、従つて当然外務省が行うべきであるという考え方方に立っております。ただ事態の進展に応じまして、当然これは各省の協力を得なければならぬ。こういうふうにも考えておる次第でございまして、

省に仰ぐということは、今まででも経済一般の企画は経済企画庁がやる、あるいは実施面は通産省が担当する、財政面は大蔵省、当然こういうものは今後も出てくるだろうと思いますが、その場合における新設の経済協力部というのはどういう位置を占め、どういう役割を果すのか。その点が少しあいまいだと思うのです。それとも一切なじみに統合して、事務はこれを通じてやるということになるのですか。

○内田政府委員 経済協力の実際面におきまして、非常に重要なのは、外國政府との折衝という面だらうと思います。これは当然外務省の出先機関において行われるものと考えております。ただ、その事務を国内において行います場合に、在外公館から得ました情報なり、意向なりを、外務省の経済協力部が中心になりまして、国内的な意味

○竹内(俊)政府委員 ただいま議題と
デンマーク王国のために
J・O・クラーグ

○櫻内委員長 次に外務省設置法の一部を改正する法律案、関税及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国とカンボディアとの間の

の、たとえはある具体的な会社に就職するとか、あるいは業界にやるという場合には、それぞれ農林省とか、通産省とか、建設省とか、そういうところと協議の上行うということになるのだらうと思います。

になるのですが、経済関係のものが少し弱体じゃないか。それは通産省その他から外務省にきますけれども、これは一時の腰かけのような格好になつて、本腰で仕事はできないのじゃないか。やがてはものとの省に帰るのでしから、やはり法科万能というか、そういう伝統が災いして、経済協力という面をもつと強力に推し進めなければならぬ場合、特に外務省にこういう部を作つてやろうとする場合には、外務省における、経済面に知識の豊富な人的な充実ということが当然必要になつてくるのじゃないか。いたずらに膨大な機構を作るということではなくし、質的にももう少し向上させる必要があるのじゃないか。そういう点を考えると外交官試験そのものがやはり法科万能に陥つてゐるのじゃないか。それを今後改めていかなければ、機構だけは一応作つてみたけれども内容が伴わないというおそれが多分にあると思うのですが、この点に何か新機軸を出すようなお考えがあるのかないのか。全然そういう点は考慮外のこととして放置されておるのか。この点を伺いたいと思います。

きましても、相当一橋あたりの出身の方もおられますし、また東大でも経済学部を出た人で外交官になつておる方もありあるのでござります。それから今後こういった仕事の進展に伴いまして、一時の腰かけとして外務省に出た人で外交官になつておる方と一緒に経済的な知識の豊富な方を外務省員として、ただいまお話をございましたように、一時の腰かけとして外務省にこられるばかりでなく、外務省の陣容として吸収するということも当然考へて参らなければならぬかと思つております。ただ、ただいまお話をございました外交官試験をそのためになれるかどうかという問題につきましては、今後研究して参りたいというふうに考えております。

は、実はほかでも御質問を受けたのでござりますが、外務省の、たとえば局長とか課長というものは、全部外交官試験を出でる者ばかりではないか。外交官試験を通らぬ者でも、もつと登用するということを考えたらどうか、あるいは在外の大公使、参事官というようなハイ・クラスの者でも、外交官試験出でない者をもつとふやす考えはないか、こういう御質問を受けたことがござりますので、おそらくその御趣旨ではないかと思いますが、われわれ考え方として決してそう排他的に考えておるつもりはないでございます。まず本省の方から申し上げますと、なほど現在本省の局長には外交官試験出でない者はおりません。課長には、現在は一人か二人おりますが、過去においても数名の人があつた例はござります。これは別に試験出で以外の者を排除的に考えるというつもりではございませんけれども、しかし実際課長と申しますと、上との接触、また部下と相当地実に把握して仕事をして参るポストでございますので、やはり外務省内において、ある程度経歴を持ち、また訓練も受け、そのほか、人の関係などにおきましても、顔が知れているといふと云ですが、よくみんなから知られていると云ふと、そのポストをうまくやって参るための一つの要件になるわけでございまして、もし適当な人がありますれば、いかなる人でも課長のポストにつけて差しつかえないと存りますが、實際問題としましては、なかなか適当な人がなかつたというのが実情ではないかと思います。それから在外の大公使、参事官の問題でございますが、これも適当な

現に参事官クラスにも相当ありますし、また大公使にも、数はそう多くはございませんが、今六、七名おられると思います。これも、この前、藤山大臣もその点について御答弁になつておられましたが、われわれは決して排他的に考えておるわけではございませんが、結果的に申しますと、こちらの方でぜひおいでいただきたいというような方は、なかなか御承認が得られなくて、また自分の方で、変な言葉でございますが、売り込んでこられる方にはなかなか適任者がないというふうなことで、実際上そういうふうになつておるというのが現状ではないかと思ひます。

それからもう一つ申し添えますと、なるほど現在東京におります外交官などの中でも、數的には外交官出身でない人がかなり多いということは事実でございます。約二割くらいはそういう外交官出身でない人がおると思いますが、しかしこの内訳などを調べますと、大体後進国で従来キャリアの外交官を持ちようにも持ち得なかつた国が多いのでございまして、大体古い国で外交官の官僚機構と申しますか、そういう制度が確立しておりますような国は、大体において日本に来ております。外交官はやはりキャリアなものを使つておる。一般的な傾向としましてはむしろ政治的なヨミッティといふものがだんだん減つて、やはり訓練を受けた専門の外交官を使うというのが、むしろ世界的に見ましても一つの趨勢ではないかというふうに考える次第であります。

る東欧諸国、社会主義諸国、特にチニコとかボーランド、ああいうところでは制度が變つてから外交官をほとんど一掃するというか、一新するというか、變つてしまつたよう聞いておるので、その事情はおわかりでしょうか。從来のキャラリアがどういう扱いを受けるか、新たに外国に派遣されるお社会主義諸国の大公使館員といふものが、ほとんどキャラリアはないといふふうに聞いております。その日本にいるボーランドやチェコの実情ばかりでなしに、全般的にどういうふうになつておるのか、おわかりでしたら、お答え願いたい。

○内田政府委員 遺憾ながらその点まで研究いたしておりませんから、後刻よく調査いたしました上で、資料ができましたら提出いたしたいと思います。

○松本(七)委員 それは何名ぐらい莘のキャリアがそのまま仕事に従事して交代しているかというような、数ばかりではなく、どういうふうな経過を経て交代したかということもあわせてお知らせ願いたいと思います。

今度の経済協力部を作ることによって新たな予算措置はどうなつておられますか。

○内田政府委員 予算といたしましては、大体が振りかえでございますので、新たな人員として四名が認められただけでござりますので、予算措置しましてはわずかに百四十五万九千円というところでございます。

○松本(七)委員 それから二十四国会で加盟を承認した国際金融公社はどうなつておるでしょうか。すでに発足したのでしようか。

○牛場政府委員 発足いたしております。

この資料は、個人情報保護の観点から、個人情報を含む部分が削除されたものです。

ます。

○松本(七)委員 これに必要な七千五百萬ドルの引受額は達成されたのであります。現在まで投資が行われておりますのが一千四十一万七千ドルということになつております。

○牛場政府委員 出資額合計が九百三十二万七千ドルということになつております。今まで投資が行われておりますのが一千四十一万七千ドルということになつております。

たいと思います。

○内田政府委員 ただいまの点につきましては、従来と変えようという考え方を持っています。ただし経済協力の実際の仕事の進行に伴いまして、あるいは別の形で通産省なりそういう関係方面の人につてもうということはあり得ることであると思つております。

してそういう約束をしたことではないし、国際通貨基金にはどうせ入つておるのでだから、その原則をさらうたうの三項の「第二条第一項の最恵国待遇」ということはさも日本側が、ユーロの為替管理に対する不信の念を持つてお困るということを申しました。そのため昭和三十一年の夏から二年間交渉を中断いたしておつたわけではありません。ところが昨年の秋から交渉が始まりましたが、向う側も、日本側の言う通りの案文でもって、そういうことを

ます。

○松本(七)委員 そうすると、議定書の規定によつて、今第二条の第一項の最恵国待遇の事項が事实上は無効になることになります。この第二条の関連で規定は、旅券及び査証に関する事項には適用せず、「云々とあるのですが、

○松本(七)委員 この第二条の関連で規定でございます。従いまして、土地は遺産相続というような特殊な場合を除きましては、外国人には取得できないことがあります。それから査証料の相互免除などを関係国と約束する方針でございます。これは旅券の相互免除、査証の相互免除、そして相互主義に基くということが、どういう点に見解の相違が出たんでしょうか。具体的に指摘してもらいたいと思います。

○牛場政府委員 わが国におきましては、一般的な国際慣行に基きまして、旅券の相互免除、査証の相互免除、それをから査証料の相互免除などを関係国と約束する方針でございます。これは旅券の相互免除、査証の相互免除、そして相互主義に基くということが、どういう点に見解の相違が出たんでしょうか。具体的に指摘してもらいたいと思います。

○松本(七)委員 わが国におきましては、一般的な国際慣行に基きまして、旅券の相互免除、査証の相互免除、それをから査証料の相互免除などを関係国と約束する方針でございます。これは旅券の相互免除、査証の相互免除、そして相互主義に基くということが、どういう点に見解の相違が出たんでしょうか。具体的に指摘してもらいたいと思います。

○牛場政府委員 わが国におきましては、一般的な国際慣行に基きまして、旅券の相互免除、査証の相互免除、それをから査証料の相互免除などを関係国と約束する方針でございます。これは旅券の相互免除、査証の相互免除、そして相互主義に基くということが、どういう点に見解の相違が出たんでしょうか。具体的に指摘してもらいたいと思います。

ます。

○松本(七)委員 それから、領事館の

な手続事項については最恵国待遇といふことになつておるわけであります

が、旅券、査証につきましては、この条項によりまして除外しておるということがあります。

○松本(七)委員 ユーロの集団農場の場合の土地の所有権というものは、やはり個人に認めるという点が強く出てきているのではないかと思いますが、その点はどうですか。

○牛場政府委員 集団農場はやはり集

形になつておると思います。

○松本(七)委員 たとえば犯罪人、麻薬関係者、狂人と遇といいますのは、上陸拒否の理由、

あるいは入国情書の提出のよう

百万ドルの引受額は達成されたのであります。今まで投資が行われておりますのが一千四十一万七千ドルということになつております。

○松本(七)委員 その活動状況はどうなんでしょうか。特に低開発地域の諸国はどういう利益を受けておるか。日本としての努力の実績……。

○牛場政府委員 これは御承知の通り投資先の国の保証を入れないということが特色になっておるわけでありまし

て、それだけに投資の方からいいまし

と、リスクが大きいものでございます

から、やはりあまり程度の低い国には

なかなかかいつておらないのです。ただ

今まで行なわれておるのはオース

トリアに一件、ブラジルに四件、チ

リーリーに一件、メキシコに三件、ペキス

タンに二件という状況でございまし

て、必ずしもその活動が非常に活発で

あるという状況ではございません。

○戸叶委員 関連して一問だけ伺いたいと思います。

○牛場政府委員 これはただ一点だけ

の説明に、双方の意見が対立して交渉

が中止されたという説明があるのです

が、どういう点に見解の相違が出たん

でしようか。具体的に指摘してもらいたい

と思います。

○松本(七)委員 その次は、ユーロと

トライアに一件、ブラジルに四件、チ

リーリーに一件、メキシコに三件、ペキス

タンに二件という状況でございまし

て、必ずしもその活動が非常に活発で

あるという状況ではございません。

○戸叶委員 関連して一問だけ伺いたいと思います。

○牛場政府委員 これはただ一点だけ

の通商協定なんですが、この提案理由

の説明に、双方の意見が対立して交渉

が中止されたという説明があるのです

が、どういう点に見解の相違が出たん

でしようか。具体的に指摘してもらいたい

と思います。

○牛場政府委員 これはただ一点だけ

の通商協定なんですが、この提案理由

の説明に、双方の意見が対立して交渉</

設置が定めてあるのですが、これは相互に置くと互に置くということでしょうか。

○牛場政府委員 これは相互に置くとという趣旨でございます。しかしながら、片一方が置けば片一方は必ず置かなければならぬという義務を規定したわけではございません。

○松本(七)委員 それから第十二条では、陸上交通、海上交通、航空及び郵便、電信、電話こういうものを容易にするための適当な措置を講ずるという規定がございますが、航空協定の締結は考えられておるのでしょうか。

○牛場政府委員 航空はこの条約から除外しております。これは別に結ぶのが慣例になつておりますので除外してございますが、ただいまのところ航空協定を結ぶ予定はございません。先方の航空会社もまだ極東の方に航路を開いておらないわけでございます。

○松本(七)委員 その後のソ連との航空協定の問題はどういうふうになつておりますか。

○竹内(俊)政府委員 ソ連との航空協定は、当方から要望事項を申し入れました。が、先方からそれに対する具体的な返答がまだありませんので、その返答を待つてまた交渉が開始されるわけあります。

○松本(七)委員 返答を待つてというけれども、モスクワまでの乗り入れが可能性があるのでしょうか。どう予想されておりますか。

○竹内(俊)政府委員 モスクワまでの乗り入れは困難だという観測もなり立たいますが、向うからの回答がまだありませんので、今それを軽々と予断せずに、当方の希望をさらに強く申し述べていきたいという態度で臨んでいます。

けであります。

○松本(七)委員 日本側としては、モスクワ乗り入れができるければ航空協定は一切締結しないという方針ですか。

○竹内(俊)政府委員 向う側の回答がどう出でますか、それによつてさらには、陸上交通、海上交通、航空及び郵便、電信、電話こういうものを容易にするための適当な措置を講ずるという規定がござりますが、航空協定の締結は考えられておるのでしょうか。

○牛場政府委員 航空はこの条約から除外しております。これは別に結ぶのが慣例になつておりますので除外してございますが、ただいまのところ航空航行は自由であります。

○松本(七)委員 それから、社会主義諸国では、領海内の無害航行は一定の条件のもとに許されているわけですが、ユーロスラビアでは領海内の無害航行は自由であります。

○牛場政府委員 自由になつております。

○松本(七)委員 最近ユーロでは、国家財政がきわめて逼迫しているといふことが言われているのですが、政府は、今度の条約の原則上、両国間の友好及び相互協力、それから和平と相互利益の原則に基いて今後は関係を深めたいこうというわけですが、借款の要請でもあつた場合にはこれに応する用意があるのでしょうか。

○牛場政府委員 ユーロ側は、本条約の締結の機会でもございますので、日本との関係を密接にしたいという希望を非常に持つているようございまして、現在日本にセルビア共和国の副首相が参つておりますので、多分民間の各会社といろいろ話をしている様子でございます。また政府に対しましても、

ながら、まだ具体的に話が詰まつてき

ておりますので、借款を与えるか与えなかかというような段階では参つておりません。それから一般論いたしましたは、たとえばインドに与えましたような一般的な借款は与えにくいと思います。やはり具体的なプロジェクトのままにしたときに、それに対する資本財の輸出に対して、輸出入銀行を通じて延べ払いを認めるというこ

とになると思います。総額としましては、もちろん、ただいまの日本の状況からいいましても、また先方の状況からいいましても、あまり大きなことはまだむずかしいのではないかと思つております。

○松本(七)委員 それから最後に第三条の規定ですが、いづれの締約国の国民も、他方の締約国の領域内での軍事服役は免除されるということになるわけですが、これは国際法上認められた一般原則であるわけですが、志願兵として参加する場合には国際法上許され得るものであります。あるいは国内法でこれを特に禁止または許可するという例が外国にあるであります。

○牛場政府委員 詳しいことは後ほど調べてお答えいたしたいと思います。私ども知つておる限りでは、どうも國內的に外国へ行つて兵役に志願することを取り締まる法令はないように考えます。

○松本(七)委員 これはあとではつきりした答弁を願います。

○牛場政府委員 それはきょうはこの程度にしておきます。

○櫻内委員長 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

外務委員会議録第二号中正誤

ペシ段行 誤 正

二一三五 話し合い 話し合い 正

二二三七 話し合い 話し合い

三三七七 廃棄 廃棄

四四七七 先ほど 先ほど

五五三三 勢力 努力

五一終り二撤底的 徹底的

一七二三 今年度 今度

外務委員会議録第三号中正誤

ペシ段行 誤 正

三二終り六機機 機構

五五八 いかにして いかして

八二終り八政政 政府

七三二義狭心 義俠心

外務委員会議録第五号中正誤

ペシ段行 誤 正

九二終り三紛糾 紛糾

三五二帰する 帰る

四五三二た交戦権がな い

五二終り四国際紛争 国際紛争

外務委員会議録第七号中正誤

ペシ段行 誤 正

一一六敏君 専門員佐藤 専門員佐藤